

兵庫県公報

平成29年1月13日 金曜日 第2865号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 救急病院の名称変更（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定解除（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 平成29年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	5
○ 入札公告（文書課）	7
○ 同 上（同）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
選挙管理委員会告示	
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	13
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示（兵庫県立美術館）	14

告 示

兵庫県告示第8号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 医療法人沖繩徳洲会 神戸徳洲会病院 |
| | 所在地 | 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号 |
| | 認定年月日 | 平成28年12月1日 |
| | 認定の有効期限 | 平成31年11月30日 |
| 2 | 名 称 | 社会医療法人中央会 尼崎中央病院 |
| | 所在地 | 尼崎市潮江1丁目12番1号 |
| | 認定年月日 | 平成28年11月7日 |
| | 認定の有効期限 | 平成31年11月6日 |
| 3 | 名 称 | 安藤病院 |

- 所 在 地 尼崎市東難波町5丁目19番16号
- 認 定 年 月 日 平成28年12月1日
- 認定の有効期限 平成31年11月30日
- 4 名 称 正愛病院
- 所 在 地 川西市久代2丁目5番34号
- 認 定 年 月 日 平成28年11月18日
- 認定の有効期限 平成31年11月17日
- 5 名 称 医療法人晋真会 ベリタス病院
- 所 在 地 川西市新田1丁目2番23号
- 認 定 年 月 日 平成28年11月18日
- 認定の有効期限 平成31年11月17日
- 6 名 称 医療法人協和会 協立病院
- 所 在 地 川西市中央町16番5号
- 認 定 年 月 日 平成28年11月18日
- 認定の有効期限 平成31年11月17日
- 7 名 称 医療法人社団松本会 松本病院
- 所 在 地 加古川市加古川町栗津232番地の1
- 認 定 年 月 日 平成28年11月18日
- 認定の有効期限 平成31年11月17日
- 8 名 称 たつの市民病院
- 所 在 地 たつの市御津町中島1666番地1
- 認 定 年 月 日 平成28年12月1日
- 認定の有効期限 平成31年11月30日



兵庫県告示第9号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 新 名 称 社会医療法人中央会 尼崎中央病院
- 旧 名 称 特定医療法人中央会 尼崎中央病院
- 所 在 地 尼崎市潮江1丁目12番1号
- 変 更 年 月 日 平成28年1月1日



兵庫県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年12月22日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	和田地区	平成29年1月13日から 同 年2月2日まで	三木市役所



兵庫県告示第11号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。
平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時
平成29年 1月17日（火）午後 1時30分から
- 3 場所
兵庫県庁 2号館11階B会議室



兵庫県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
神崎郡神河町上小田字岩山882の91（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神崎郡神河町上小田字岩山882の143、882の145、882の148、882の150、882の155、882の158
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第14号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域

伊丹市北河原1丁目17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、25番、27番、28番、30番、52番、53番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60番、61番及び27番地先里道の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年1月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年1月13日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 黒田庄多井田線	西脇市和布町字山根6番3から 同 市野村町字市ゴ谷1800番4まで	旧	4.0から 23.0まで	419.0	
		新	6.0から 53.0まで	419.0	



兵庫県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年1月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年1月13日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大沢西宮線	西宮市若松町36番5から 同 市若松町36番5まで	旧	20.0から 20.0まで	14.0	
		新	20.0から 21.0まで	14.0	



兵庫県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年1月13日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年1月13日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 野村野村停車場線	西脇市野村町字市ゴ谷1800番24から 同 市野村町字西ノ芝南940番1まで	旧	3.0から 18.0まで	723.0	
	西脇市野村町字カスベ前348番1から 同 市野村町字西ノ芝南940番1まで	新	5.0から 7.0まで	134.0	起点 変更



兵庫県告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28淡路位置 0006号	28.12.20	淡路市浦字塩浜8番4の一部	6.00	41.80

公 告

平成29年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成29年度「県民だよりひょうご」の制作業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成29年1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成29年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

- (1) 名称
兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペ
- (2) 方法
紙面構成等の企画提案を求める。
- (3) 提案対象
タブロイド判8面の「県民だよりひょうご」のうち、6面分の作品とする。
- (4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報班（以下「事務局」という。）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）
電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903
E - m a i l kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募申込書の提出期限日及び当該選考委員会の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県が提示する制作基本要領に従って発行業務を行えること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布及び応募受付

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成29年1月13日（金）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成29年1月13日（金）から同年2月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時（2月13日（月）は午後3時）まで（正午から午後1時までを除く。）

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

電子メール又はファクスにより事務局に提出すること（募集要項に定める質疑応答書によること。）

イ 質疑受付期間

平成29年1月13日（金）午前9時から同年2月3日（金）午後5時まで

ウ 回答

平成29年2月6日（月）までに、電子メール又はファクスにより回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（募集要項に定める様式）

イ 会社概要

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品兼刷見本（15部）

オ 企画説明書（募集要項に定める様式）（15部）

カ 応募者が主となって制作した定期刊行物（15部）

キ 制作費等見積書及び広告料納入見積書

その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班（直通電話 (078) 362-3063）
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成29年1月13日（金）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成29年2月27日（月） 午後1時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室
- (4) 入札書の提出方法
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年2月23日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成29年1月27日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班 (直通電話 (078) 362-3063)

(2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年1月13日(金)から同月27日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年2月27日(月) 午後2時 兵庫県庁西館 1階大入札室

(4) 入札書の提出方法

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年2月23日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成29年1月27日(金)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成29年4月1日(土))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

りである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 関西スーパー中央店
所在地 伊丹市中央五丁目 3 番38号
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
南側方面からの来店車両の駐車場の利用による、近隣への騒音、光害、排気ガス等の対策を十分に行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 1月13日から 1 月間



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市末広町56番 1、56番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市野口町良野414番地の 1
株式会社 J a m H o m e エステート 代表取締役 三 好 順 子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 7月19日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－9 号（28高砂）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市社字林之元1500番 1、1509番 3
同 市社字北上門1489番 3
同 市社字大正子1514番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町868番地の 1
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 7月 8 日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－12号（28加東）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成29年 1月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市志筑字天神1172番2、1353番1の一部、1353番2の一部、1354番の一部、1358番1、1359番、1359番1、1360番1、1360番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇 野 正 晃
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年5月9日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－1号（28淡路）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成29年 1月13日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

兵庫県瀬戸内海海区	2, 147
但馬海区	264



兵庫県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 1月13日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

ケアハウス 須磨浦の里 みち	同 市須磨区一ノ谷町3丁目3—16
----------------	-------------------

」

を

「

ケアハウス 須磨浦の里 みち	同 市須磨区一ノ谷町3丁目3—16
チャーム須磨海浜公園	同 市須磨区松風町4丁目1—11

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる既に指定した施設の所在地に変更があった

旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 1月13日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

表姫路市の項中

「

姫路市文化センター	姫路市西延末石ノ元
-----------	-----------

」

を

「

姫路市文化センター	姫路市西延末426—1
-----------	-------------

」

に、

「

姫路市飾磨市民センター	姫路市飾磨区恵美酒749
-------------	--------------

」

を

「

姫路市飾磨市民センター	姫路市飾磨区玉地1丁目27
-------------	---------------

」

に、

「

姫路市灘市民センター	姫路市白浜町丙434
------------	------------

」

を

「

姫路市灘市民センター	姫路市白浜町宇佐崎中2丁目520
------------	------------------

」

に改める。

教 育 委 員 会 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成29年 1月13日

契約担当者
兵庫県立美術館長 蓑 豊

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
兵庫県立美術館美術情報システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立美術館 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年11月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
富士通リース・ソレキア兵庫県立美術館美術情報システム更新業務共同事業体
神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号

- 5 随意契約に係る契約金額
1,064,001円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)(iii)による。